

IV 個人情報保護審査会答申の概要

答申第 15 号 (概要)

- 1 **件名** ○○急傾斜地崩壊対策事業用地測量委託業務の成果報告書 土地境界立会確認書及び立会謝金領収書の○○○○氏の住所、氏名及び印影について部分開示とした決定
- 2 **請求者** 高知県外の個人
- 3 **請求年月日** 平成 29 年 7 月 4 日
- 4 **原決定年月日** 平成 29 年 7 月 10 日
- 5 **決定の内容** 個人情報の部分開示決定
- 6 **審査請求年月日** 平成 29 年 9 月 14 日
- 7 **個人情報の部分開示決定理由**

本件個人情報のうち 5 枚の土地境界立会確認書を含む成果報告書については、平成 20 年度に当該委託業務の受託業者から納品されたものであることから、実施機関は成果物が納品された翌年度から起算して 5 年後に当たる平成 25 年度までを保存期間とし、平成 26 年度に廃棄を行ったものと考えられ、現在、成果報告書の正本は保管されていないが、副本と料される成果報告書が残っていたため「成果報告書の原本」として開示したものである。

従って、審査請求人が開示を求める「実際に○○○○氏が署名・押印した土地境界立会確認書」の原本については、存在しない。

成果報告書に含まれる立会謝金領収書については、用地測量業務において必ずしも提出について定められていないものであるが、立会謝金の単価が「用地調査等業務積算資料」（高知県土木部）で定められ、それに基づき当該委託業務の実施に必要とされる費用の積算を行っていることから、その単価に基づく支払いが行われているかを確認するため、委託業務を受託した業者が成果報告書に原本の写しを添付して納品を行ったものであり、実施機関において「実際に○○○○氏が署名・押印した立会謝金領収書」の原本を保管することはない。

- 8 **審査請求の趣旨**
土地境界立会確認書 5 枚及び立会謝金領収書の 1 枚の原本開示を求める。
- 9 **諮問年月日** 平成 29 年 10 月 12 日
- 10 **答申年月日** 平成 30 年 2 月 23 日
- 11 **審査会の結論**
個人情報開示請求について部分開示とした決定は妥当である。
- 12 **審査会の判断概要**
本件個人情報は、成果報告書にある土地境界立会確認書 5 枚及び立会謝金領収書の写しである。

なお、本件開示請求及び審査請求は、死者に関する個人情報として、死亡した本人の子が行ったものである。

本件個人情報のうち、土地境界立会確認書5枚については、副本と思料される成果報告書にある土地境界立会確認書が複写された文書である。

実施機関が本人が実際に署名押印した書類を既に廃棄し、副本と思料される成果報告書にある土地境界立会確認書を複写した文書しか存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

実施機関は、本人が実際に署名押印した土地境界立会確認書が廃棄され存在しないことから、成果報告書にある土地境界立会確認書が複写された文書を公文書の原本として特定したものと認められ、公文書である成果報告書にある土地境界立会確認書の写しを対象公文書の原本として開示した処分が不当とは認められない。

なお、審査請求人は平成29年10月13日に〇〇急傾斜地崩壊対策工事に係る土地境界確定申請書及び土地境界確定書の土地境界立会確認書5枚の原本を閲覧させるよう個人情報開示請求を行ったところ、平成29年12月8日付けで、「用地取得業務が完了したことから既に廃棄された」とする個人情報不存決定がされたこととの矛盾を指摘しており、請求があったもののうち、土地境界立会確認書5枚については、今回の審査請求における個人情報開示請求と同じ請求内容と認められる。

しかし、この個人情報不存決定は、審査請求人が開示請求書に記載した「原本」の意図が、審査請求人の主張により「実施機関において保存されている公文書である土地境界立会確認書の写し」の原本ではなく、「実際に〇〇〇〇氏が署名・押印した土地境界立会確認書」の原本であることを認識したことより行われたものと考えられ、審査請求の対象となった決定とは矛盾しない。

また、立会謝金領収書については、副本と思料される成果報告書にある立会謝金領収書が複写された文書である。

領収書のあて名は当該委託業務の受託業者名となっており、実施機関が直接謝金を支出負担行為により支出し、実施機関が支出証拠書類として領収書の原本を保存しているとは認められず、こうした領収書に限らず、委託業務遂行に当たって受託業者が支出した各種費用にかかる会計関係の書類の原本は、基本的に当該事業の受託業者が保管し、当該事業を委託した県は、立会謝金の支払金額を確認するため、その写しを成果物として納品させたものと考えられる。

このことから、実施機関が「実際に〇〇〇〇氏が署名・押印した立会謝金領収書」の原本を保管することはないと主張することについて、不合理な点は認められず、公文書である成果報告書にある立会謝金領収書が複写された文書を公文書の原本として開示した処分が不当とは認められない。